



SMTB年金ニュース

(平成26年4月1日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】 厚生年金保険法等の改正法施行に伴う 規約変更手続きについて（2） ＜事務連絡発出＞

厚生年金保険法等の改正に伴う規約変更手続きについて、事務連絡が発出されましたので、ご案内いたします。

1. [厚生年金基金における規約変更の認可申請の取扱いについて](#)

【内容】

○平成26年4月末日までに認可申請を行うこと。

※[平成26年3月26日付SMTB年金ニュース](#)において、ご案内した内容です。

2. [年金機能強化法に伴う国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の規約対応について](#)

【内容】

○年金機能強化法の施行に伴い、昨日（平成26年3月31日）付で「[国民年金法施行規則等の一部を改正する省令](#)」が公布されているが、当該公布に伴い、所在不明の年金受給権者の届出に係る取扱いについて、規約に規定すること。

○当該規約変更は理事長専決による改正は可能。（事後的に代議員会の承認を求める。）

○平成26年4月末日までに認可申請を行うこと。

※上記2. の事務連絡により、従前ご連絡していた法改正に伴う規約変更とは別に、規約変更手続きが必要となる模様です。

現在、当該内容に関し、規約例、規約変更手続き等について厚生労働省宛確認中であり、確認が取れ次第、[平成26年度予算代議員会資料（追補版）](#)の修正版（上記2. の規約例・申請書式追加版）をご案内いたします。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3824